

されることが重要である。

こうした途切れない支援を実現するため、個別事案の支援において、複数の異なる機関・団体で構成される「多機関ワンストップサービス」及び都道府県や市区町村のように、複数の部署が様々な支援を所管している場合、一つの機関・団体内における複数の部署で構成される「機関内ワンストップサービス」の双方が必要となると考えられる。

(3) 多機関ワンストップサービス体制の構築

ア 多機関ワンストップサービスの仕組み

犯罪被害者等支援においては、都道府県警察や民間被害者支援団体による支援だけでは十分ではなく、被害直後の生活急変や刑事裁判等の終了後も含めた中長期にわたる生活再建を支援するという観点から、都道府県や市区町村が提供する生活を支援する各種制度・サービスにも、犯罪被害者等のニーズを踏まえ、漏れのないようにつないでいくことが求められる。多機関ワンストップサービスは、こうした複数の機関・団体による複数の制度・サービスを提供する必要がある場合の支援の仕組みである。

都道府県は、地域の実情に応じて、取りまとめの別添2を参考に、「犯罪被害者等支援コーディネーター」（以下「コーディネーター」という。）を配置し、関係機関・団体と有機的に連携した多機関ワンストップサービス体制の構築をお願いする。

別添2は、先進的な都道府県を参考とした多機関ワンストップサービスの仕組みの例であり、基本的には、

- ① 都道府県が中核となり、都道府県に配置されたコーディネーターが支援全体のハンドリングを行う仕組みとすること。
- ② 犯罪被害者等が居住する市区町村が参画し、生活を支援する各種制度・サービスを提供する仕組みとすること。
- ③ 「犯罪被害者等支援調整会議」（仮称）を開催するなど、犯罪被害者等のニーズに応じた支援を提供する機関・団体が情報を共有し、支援内容をパッケージで検討する仕組みとすること。

が重要な要素と考えられる。

イ 多機関ワンストップサービスの対象とする範囲

多機関ワンストップサービスによる支援は、複数の機関・団体による複数の制度・サービスを提供する必要がある場合に行われ、全ての個別事案を対象とするものではない。もとより、多機関ワンストップサービスによらないときも、相談等を受けた機関・団体を起点とし、各機関・団体が連携して支援を提供する必要がある。

その上で、犯罪被害者等支援は、犯罪被害者等が受けた被害の種類・程度だけでなく、その置かれている状況によりそれぞれ異なることから、多機関ワンストップサービスにより支援を行うかは、個別事案を踏まえて柔軟に判断されることが必要と考えられる。

そのため、多機関ワンストップサービスの対象とする範囲として、例えば、一定

の重大な事件の犯罪被害者等を想定しつつも、これらに当てはまらない場合であっても必要により支援対象とすることが可能となるように配慮されたい。

ウ コーディネーターの配置

- (ア) 多機関ワンストップサービスにおいては、都道府県にコーディネーターを配置し、コーディネーターが、相談等を受けた機関・団体から情報提供を受け、犯罪被害者等と面談し、ニーズを一元的に把握した上で、関係機関・団体による支援を検討・調整して支援計画を策定する、また、各機関・団体が提供する支援の進捗状況等を確認し、必要に応じて支援計画の見直しを行うなどの一連のハンドリングを行うことが重要である。

また、コーディネーターは、域内の犯罪被害者等支援を充実させるため、市区町村が設置する総合的対応窓口の担当者からの相談等に対応するなど、市区町村のアドバイザーとなることも求められる。

都道府県においては、こうした機能・役割を担うコーディネーターの配置をお願いする。

- (イ) コーディネーターは、都道府県警察や民間被害者支援団体等を始めとする関係機関・団体の機能や提供する支援に精通しているほか、都道府県及び市区町村の生活を支援する各種制度・サービスのうち、特に保健医療・福祉分野に関するものの知見を有していることが望ましいと考えられる。

そこで、都道府県においては、コーディネーターがこうした制度・サービスに関する知見を十分に有する職員となるよう特段の配慮をされたい。

また、コーディネーターの機能・役割を踏まえると、コーディネーターは、都道府県の総合的対応窓口を担う部署に配置することが考えられる。

- (ウ) コーディネーターは、特定の職員が担う場合もあれば、複数の職員でその機能・役割を分担することも考えられる。また、都道府県以外の機関・団体にコーディネーターの機能・役割の一部を委託することもあり得ると考えられるが、この場合においても、都道府県は、多機関ワンストップサービスの中核として主体的に関与する仕組みとすることが必要となることに留意されたい。
- (エ) 警察庁においては、こうした専門的な対応が求められるコーディネーターを支援するため、「地方公共団体アドバイザー」を運用し、個々の犯罪被害者等に支援を提供するに際してのコーディネーターからの相談等に対応することとしていることから、これを積極的に活用されたい。

エ 参画する関係機関・団体

多機関ワンストップサービスには、その地域において犯罪被害者等支援に携わる関係機関・団体が幅広く参画することが求められる。

具体的には、都道府県、市区町村、都道府県警察及び犯罪被害者等早期援助団体のほか、検察庁、裁判所、児童相談所、医療機関、弁護士会、法テラス、福祉関係機関、教育委員会・学校、保護観察所、矯正機関等が想定されるところ、域内において犯罪被害者等のニーズに応じた支援を提供する機関・団体の協力が得られるよう配慮されたい。

特に、犯罪被害者等が居住する市区町村は、生活を支援する各種制度・サービス

を提供する主体であり、多機関ワンストップサービスに必ず参画することが重要である。

オ 犯罪被害者等支援調整会議（仮称）の開催

- (ア) 多機関ワンストップサービスにおいて、犯罪被害者等のニーズに応じた支援を包括的に提供するためには、多くの場合、これらを提供する機関・団体が集まり、コーディネーターのリーダーシップの下で支援計画等を検討する「犯罪被害者等支援調整会議（仮称）」（以下「支援調整会議」という。）を開催することが有効と考えられる。
- (イ) 支援調整会議は、都道府県が実施主体となり、コーディネーターが犯罪被害者等の状況等を総合的に勘案し、開催の必要性を判断することが考えられる。開催する場合には、都道府県、犯罪被害者等が居住する市区町村、都道府県警察及び犯罪被害者等早期援助団体を始め、犯罪被害者等のニーズに応じた支援を提供し得る機関・団体が参加する。なお、一つの機関・団体内の複数の部署が参加することも十分にあり得る。
- (ウ) 支援調整会議は、必ずしも全ての多機関ワンストップサービスによる支援において開催される必要はないと考えられる。もとより、開催の有無にかかわらず、犯罪被害者等のニーズに応じ、コーディネーターが各機関・団体とそれぞれ提供する支援について調整するなどにより、複数の機関・団体による複数の制度・サービスを適時適切に提供することが求められる。
- (エ) 支援調整会議は、犯罪被害者等のニーズを中心に置いて開催されるべきものであり、コーディネーターが事前に犯罪被害者等のニーズを確実に把握した上で開催し、その結果もコーディネーターが犯罪被害者等へ丁寧に説明することが基本となる。他方で、犯罪被害者等が自身の支援体制等を直接的に知り得る機会ともなることから、犯罪被害者等の参加については、その置かれている状況や要望を十分に踏まえて対応する必要があることに留意されたい。

カ 既存の仕組みとの連携

個別事案の支援において、性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターや要保護児童対策地域協議会等の特定の犯罪被害者等を含むものを対象とした既存の支援や連携の仕組みによることが適切と考えられる場合には、コーディネーターが調整の上、当該仕組みと連携して支援を行うことが考えられる。この際、多機関ワンストップサービスが、これら既存の仕組みで支援が提供される犯罪被害者等も広く支援対象とするものであることを踏まえ、仕組みの趣旨や対象等の相違に十分留意しつつ、実態として当該犯罪被害者等のニーズに応じた途切れない支援が適切に行われるよう対応されたい。

キ 関係機関・団体との情報共有

多機関ワンストップサービスにおける関係機関・団体との情報共有は、特に、相談受理機関からコーディネーターへ連絡を行う場面、コーディネーターが犯罪被害者等との面談後、ニーズに基づいた支援を提供し得る機関・団体へ連絡を行う場面等において想定されるところ、それぞれ「個人情報の保護に関する法律」（平成 15 年法律第 57 号。以下「個人情報保護法」という。）等に基づき、犯罪被害者等か